

平成23年(ワ)第812号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件 ほか

判決言渡日：令和3年3月12日

佐賀地方裁判所：裁判長裁判官・達野ゆき、裁判官・田辺暁志、裁判官・野口宏明

判 決 骨 子

人格権に基づき玄海原子力発電所3号機及び4号機の運転の差止めを求める原告らは、上記各号機の安全性に欠けるところがあるため、上記各号機を運転すると、上記各号機から放射性物質が異常な水準で外部に放出されるなどの事故が発生し、その結果、原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があることについて主張立証責任を負う。

上記各号機に係る基準地震動の策定等の不合理性の有無、配管の安全性の欠如の有無及び火山事象の危険性の有無等について検討したところ、上記各号機に関し、上記のような具体的危険性があるとは認められない。

したがって、原告らの運転差止請求は、理由がない。

以上

平成23年(ワ)第812号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件 ほか
判決言渡日：令和3年3月12日

佐賀地方裁判所：裁判長裁判官・達野ゆき、裁判官・田辺暁志、裁判官・野口宏明

判決要旨

1 主文（要旨）

原告らの請求をいずれも棄却する。

2 事案の概要等

(1) 事案の概要

本件は、原告らが、玄海原子力発電所3号機及び4号機（以下「本件各号機」という。）の安全性が保証されていないなどとして、被告（九州電力株式会社）に対し、人格権に基づき、本件各号機の運転の差止めを求める事案である。

(2) 争点

本件の争点は、①本件各号機に係る基準地震動の策定等の不合理性の有無、②本件各号機の配管の安全性の欠如の有無、③本件各号機に係る火山事象の危険性の有無、④核燃料サイクルの破綻及び使用済燃料等の処理の不能による原子力発電所の運転の許否である。

3 裁判所の判断の概要

(1) 主張立証責任について

原告らは、人格権に基づく妨害予防請求として、本件各号機の運転の差止めを求めていると解されるところ、上記差止請求をする原告らにおいて、本件各号機の安全性に欠けるところがあるため、本件各号機を運転すると、本件各号機から放射性物質が異常な水準で外部に放出されるなどの事故が発生し、その結果、原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があることについて主張立証責任を負うと解される。

もっとも、原告らにおいて、本件各号機の安全性に欠けるところがあることについて具体的な指摘等をした場合には、公平の観点から、事業者である被告

において、原告らの指摘等に対し、相当な根拠、資料に基づき、本件各号機の安全性に欠けるところがないことを、明らかにする必要があり、被告がこれを行わない場合には、本件各号機の安全性に欠けるところがあると事実上推認されると解するのが相当である。

一方、原子力規制委員会が、福島第一原発事故を契機として、福島第一原発事故で得られた教訓を踏まえ、原子力利用における安全の確保に係る事務を一元的に担う、専門性、中立性、独立性、組織性等を備えた合議制の機関として設置された相応の権限を有する国の行政機関であること等に照らすと、被告が、原子力規制委員会から、原子炉等規制法¹上の許可や認可を受けたり、使用前検査を受けてこれに合格したり、施設定期検査を受けてこれを終了したと認められたりしたことは、原子力規制委員会の審査、判断又は検査に不合理な点があると認められない限り、相当な根拠、資料に基づき本件各号機の安全性に欠けるところがないことを明らかにするという点において、重要かつ積極的な事情として十分にしんしゃくするのが相当である。

(2) 争点①について

被告は、新規制基準である設置許可基準規則²、設置許可基準規則解釈³、地質審査ガイド⁴及び地震動審査ガイド⁵等を踏まえ、本件各号機に係る基準地震動を策定した。新規制基準は、前記(1)の性格及び権限を有する原子力規制委員会が、専門的知見を踏まえ、所要の手続を経て、制定したものである。また、新規制基準のうち設置許可基準規則解釈及び地震動審査ガイドの内容は、最新の科学的・技術的知見を踏まえた厳格で合理的なものとなっているといえる。そして、地震動審査ガイドが地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」を最新の研究成果の例として挙げているのは、その

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

² 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

⁴ 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド

⁵ 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド

性格、作成主体、内容等に照らすと合理的である。

被告は、新規制基準を踏まえ、本件各号機に係る基準地震動を策定しているところ、その策定の過程及び内容に不合理な点は見当たらない。

原子力規制委員会は、本件各号機に係る基準地震動の策定に関し、厳格かつ詳細に審査し、設置許可基準規則の規定に適合することを確認する旨の判断をした。原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点は見当たらない。

したがって、本件各号機に係る基準地震動の策定等は合理的なものといえるから、これに不合理な点があり、基準地震動が過小評価されるなどし、そのために本件各号機の安全性に欠けるところがある旨の原告らの指摘等に対し、被告において、本件各号機の安全性に欠けるところがないことについて、相当な根拠、資料に基づき明らかにしたということができる。

地震による損傷の防止という点で、本件各号機に係る基準地震動の策定等に不合理な点があるために本件各号機の安全性に欠けるところがあるとは認められず、原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があるとは認められない。

(3) 争点②について

平成19年1月に玄海原子力発電所2号機（以下「2号機」という。）の定期検査で原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する管（クラス1管）である余剰抽出配管の内面のひび割れが発見された経緯及び本件各号機の運転開始後の検査の実施状況等に照らすと、本件各号機のクラス1管において、ひび割れ等の損傷が既に生じている可能性やこれから生じる可能性を完全に否定することは困難である。

一方、上記の2号機の配管のひび割れの発見を受けての被告の対応ないし対策は、2号機及び本件各号機のいずれについても適切にされたといえる。また、本件各号機について保全プログラムの策定・実施を含む保守管理による配管の健全性の確保も継続して行われており、原子力規制委員会は、本件各号機が技

術基準規則⁶で定める技術上の基準に適合することを確認している。したがって、被告は、原告らが指摘する点に関し、本件各号機の安全性に欠けるところがないことについて、相当な根拠、資料に基づき明らかにしたということができる。

また、本件各号機の一次系配管のひび割れの貫通等が生じ、一次冷却材が漏えいする事故が発生した場合には、各種装置が異常を検知し、所定の異常が検知されれば、原子炉を緊急に停止し、非常用炉心冷却設備等が自動的に作動するように設計されている。このような本件各号機の設備等に照らすと、上記の事故が発生したとしても、原子力発電所の潜在的な危険性が直ちに顕在化するとは認められない。したがって、本件各号機のクラス1管の安全性に欠けるところがあったとしても、このことから直ちに原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があると認めるることは困難である。

以上によれば、本件各号機の配管の安全性に欠けるところがあるために原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があるとは認められない。

(4) 争点③について

ア 火山ガイド⁷及び「基本的な考え方について」⁸の不合理性の有無

火山ガイドは、将来の火山活動について不確実性があることを踏まえつつ、各種調査の結果を踏まえて分析すれば、当該火山の活動可能性等について一定の評価をすることができることを前提として、原子力発電所の運用期間という火山活動の歴史からみれば非常に限られた期間において、火山活動の可能性等が十分小さいかどうかの評価を求めている。また、火山ガイドは、その作成過程からすると、最新の専門的知見を踏まえたものとなっているとい

⁶ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

⁷ 原子力発電所の火山影響評価ガイド

⁸ 原子力規制庁「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」に関する基本的な考え方について」（平成30年3月7日）

える。そうすると、火山ガイドが火山の活動可能性等について一定の評価をすることができるなどを前提としている点は、相応の合理的かつ科学的な根拠に基づいているといえ、この点に関する火山ガイドの内容やこれを前提とする「基本的な考え方について」の考え方は、現段階では、数十年程度先の火山噴火とりわけ破局的噴火等の巨大噴火に関する状況を的確に予測することが困難であることとは、必ずしも矛盾するものではないと考えられ、不合理とはいえない。

巨大噴火は、「基本的な考え方について」とおり、「広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものであり、「その発生の可能性は低頻度な事象である」といえ、「基本的な考え方について」では、巨大噴火「を想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていない」とされているところ、我が国において、原子力利用における安全の確保に係る規制以外の分野において、巨大噴火を想定した法規制や防災対策が行われているとは認められないことに照らすと、「基本的な考え方について」が「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる」としていることについて、直ちに不合理であるということはできない。また、我が国の発電用原子炉に関する規制に係る法体系について検討しても、巨大噴火の発生を想定しているとはいえない。そして、「基本的な考え方について」は、巨大噴火を検討する必要がないとしているのではなく、そのリスクを適切に評価し、管理していくことを求めている。

以上によれば、火山ガイド及び「基本的な考え方について」に不合理な点があるとはいえない。

イ 被告の火山影響評価等について

被告は、新規制基準である設置許可基準規則、設置許可基準規則解釈及び火山ガイドを踏まえ、本件各号機への火山影響を評価し、九州地方にある五つのカルデラの本件各号機の運用期間中の破局的噴火の発生可能性を評価し

た。

前記アによれば、新規制基準に不合理な点があるとはいえない上、被告の評価は、詳細な文献調査、地形・地質調査及び地球物理学的調査の結果を踏まえたものであり、当該調査に不足する部分があるとは認められない。また、その評価の手法及び内容等は、立地評価及び影響評価のいずれについても、新規制基準を踏まえたもので、これに反する点は認められない。

被告の上記のカルデラにおける破局的噴火の発生可能性の評価の方法は、専門的知見を踏まえ又はこれに裏付けられたものである。また、その評価の内容は、上記のカルデラのそれぞれについて、専門的知見等を踏まえた上で、その特徴等に応じ、個々的に検討して評価し、分析した結果を総合的に評価するものであり、綿密なものといえる。一方、上記のカルデラにおいて本件各号機の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性があることを具体的かつ合理的に指摘する専門的知見があると認めるに足りる証拠はない。

また、原子力規制委員会は、火山の影響による損傷の防止に関する部分について、被告の申請内容を綿密に検討した上で、設置許可基準規則及び火山ガイド等を踏まえていることを確認した。

以上によれば、被告の評価は合理的なものといえる。

ウ　まとめ

したがって、火山事象に関し、本件各号機について安全性に欠ける点があることが推認される旨の原告らの指摘等に対し、被告において、本件各号機への火山影響の評価等が合理的にされるなどしており、この点について本件各号機の安全性に欠けるところがないことについて、相当な根拠、資料に基づき明らかにしたということができる。

火山事象の危険性という点で、本件各号機の安全性に欠けるところがあるとは認められず、原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があるとは認められない。

(5) 争点④について

我が国において、核燃料サイクルが十分に確保されていないとしても、使用済燃料等が適切に貯蔵、管理されている限り、原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があるとはいえない。

一方、原子炉等規制法等は、発電用原子炉施設には、安全性の確保等に係る所定の基準を満たす使用済燃料等の貯蔵施設等を設けなければならないとするなどし、これらの施設について原子力規制委員会による規制が及んでいる。また、被告は、本件各号機に関し、使用済燃料等を玄海原子力発電所内に設置された使用済燃料等の貯蔵施設等で厳重に貯蔵、管理していることが認められる。

したがって、核燃料サイクルの確保の状況をもって、原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があるとは認められない。

(6) 結論

以上によれば、原告らの主張立証を検討しても、本件各号機の安全性に欠けるところがあるため、本件各号機を運転すると、本件各号機から放射性物質が異常な水準で外部に放出されるなどの事故が発生する蓋然性が高く、そのため原告らの生命及び身体等に係る人格権が侵害される具体的危険性があると認めるには足りない。

したがって、原告らの本件各号機の運転差止請求は、理由がない。

以上